

専決処分の報告及び承認について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年4月13日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、国家公務員の給与改定がなされ、当該給与改定に準じ、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合が改定されたことから、特に緊急を要すると認め、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き下げするため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和4年6月14日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き下げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後																				
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の222.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の178</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上5か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の133.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の66.75</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の222.5</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の178</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の133.5</u>	3か月未満	<u>100分の66.75</u>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受ける給料及び地域手当の月額合計額に100分の115を乗じて得た額に、それぞれその基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6か月</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の215</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5か月以上6か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の172</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月以上5か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の129</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3か月未満</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の64.5</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （略）</p>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の215</u>	5か月以上6か月未満	<u>100分の172</u>	3か月以上5か月未満	<u>100分の129</u>	3か月未満	<u>100分の64.5</u>
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の222.5</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の178</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の133.5</u>																				
3か月未満	<u>100分の66.75</u>																				
在職期間	割合																				
6か月	<u>100分の215</u>																				
5か月以上6か月未満	<u>100分の172</u>																				
3か月以上5か月未満	<u>100分の129</u>																				
3か月未満	<u>100分の64.5</u>																				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に市長等に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 3 令和3年12月に松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）その他の規則で定める条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、22.5分の15を乗じて得た」とあるのは、「松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。